

松浦市監査委員公表第1号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

松浦市監査委員 田中幹人

松浦市監査委員 橋本真一

措置状況(令和7年度後期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(1) 補助金事務</p> <p>【指導事項】</p> <p>補助金申請書の市記入欄の補助対象額を砂消しゴムで抹消した上に数字を記載していた。公文書の訂正は適正に処理されたい。(都市計画課)</p>	<p>今回の指摘を受け、担当者の訂正印を押印して訂正を行いました。また、公文書の訂正を行う際は当事者の訂正印を押印するなど、適正な事務処理を行うよう3月2日に職員に周知・指導を行いました。(都市計画課)</p>
<p>(2) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 前回指摘していたにもかかわらず、業務委託の契約において実施伺がないものが複数見受けられた。(健康ほけん課)</p> <p>イ. 業務委託契約で、実施伺がないものが見受けられた。(子育て・こども課)</p> <p>ウ. 4月1日からの業務委託契約に係る実施伺の起案日及び決裁日が市議会閉会日の予算成立前の3月6日となっているものが見受けられた。(子育て・こども課)</p> <p>エ. 公営住宅の修繕において、2者以上から見積書を徴した見積結果一覧がないものが複数見受けられた。会計事務の手引き「金額による修繕の取扱いについて」により適正に処理された。(都市計画課)</p>	<p>当該事案は、①特定健診に係る複数の医療機関との委託契約事務を実施する中で、追加する医療機関との契約事務を行う際に実施伺の作成を逸していたもの、②長崎県国民健康保険団体連合会(国保連)との情報提供に係る契約において実施伺の作成を逸していたものでございます。①の原因は、急いで契約を締結しようとするあまり実施伺の作成を失念してしまったため、②の原因は、当該契約も含めた複数の国保連との契約事務を行う中で、実施伺の作成を失念してしまったためでございます。</p> <p>今回の指摘を受け、令和8年2月27日に課員全員に指摘事項を共有しました。令和8年3月16日に課内協議を行い、委託契約業務の過程を改めて確認しました。今後は、常に財務規則等を確認し、手続きに遺漏が生じることのないよう十分に留意しながら事務を行います。(健康ほけん課)</p> <p>業務委託契約の事務処理において、年度途中での契約1件分について実施伺を失念しておりました。今回の指摘を受け、職員全員に対し指摘となった文書を提示したうえで、会計事務の手引き等の再確認、今後適正な事務処理を遂行するよう周知徹底を図りました。(子育て・こども課)</p> <p>業務委託契約の事務処理において、実施伺の起案日の確認不足により予算成立前の日付にて起案・決裁を行ってしまったものです。今回の指摘を受け、職員全員に対し指摘となった文書を提示したうえで、地方自治法(予算に関する事項)の再確認、今後適正な事務処理を遂行するよう周知徹底を図りました。(子育て・こども課)</p> <p>修繕業務の事務処理において、2者以上に見積書を徴した際に、見積結果一覧表の作成を失念しておりました。今回の指摘を受け、今後は会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう、3月2日職員に周知徹底いたしました。(都市計画課)</p>

<p>オ. 公営住宅の修繕において、期間を要する修繕の工程表がないものが複数見受けられた。会計事務の手引き「金額による修繕の取扱いについて」により適正に処理されたい。(都市計画課)</p>	<p>修繕業務の事務処理において、2日以上期間を要する場合に工程表が作成されておりませんでした。今回の指摘を受け、今後は会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう、3月2日職員に周知徹底いたしました。併せて、公営住宅の修繕業務に関しては緊急を要するものが殆どであるため、事務の簡素化が図れないか会計課へ協議を行いました。(都市計画課)</p>
<p><b>【指導事項】</b></p>	
<p>ア. 業務委託の実施伺で、50万円以下の随意契約の根拠規定を「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」及び「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としていた。随意契約の根拠規定は同施行令第167条の2第1号であり、同規則第86条第4項ただし書きは1者見積徴取をもって足りるとする根拠規定である。関係法令を確認し、適正に処理されたい。(健康ほけん課)</p>	<p>当該事案は、1者見積徴取の根拠規定を1者随意契約の根拠規定と誤認していたことが原因となって発生したものです。今回の指導を受け、改めて関係法令の内容を確認しました。今後は、1者随意契約の根拠規定の記載事項と1者見積徴取の根拠規定の記載事項を2つの項目に分けて記載することで、誤認を防止することといたします。(健康ほけん課)</p>
<p>イ. 業務委託の実施伺で、1者見積徴取理由を(公社)松浦市シルバー人材センターの高齢者雇用の観点からとしているが、「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」には該当しない。契約の性質又は目的その他やむを得ない理由を明記されたい。(健康ほけん課)</p>	<p>当該事案は、「高齢者雇用の観点による」という理由が当該規則に該当すると誤認したことが原因となって発生したものでございます。今後、シルバー人材センターへの業務委託については、当該業務の内容を精査し、①当該業務がシルバー人材センターの業務内容に適していること、②当該業務が高齢者の自主的な活動を促し地域づくりや福祉の増進に寄与すること、③当該業務を的確に遂行できる人的能力をシルバー人材センターが有していること、④シルバー人材センターの過去の実績から、同センターが当該業務を確実に履行できると見込めること、の4つを検討した上で、当該業務を同センターへ委託するかどうかの判断をすることといたします。(健康ほけん課)</p>
<p>ウ. 業務委託の実施伺で、1者見積徴取とする根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」の記載がないものがあった。(長寿介護課)</p>	<p>当該記載について失念しておりました。今回の指摘を受け、「松浦市財務規則86条第4項ただし書きにより、1者から見積書を徴するものとする」旨、必要な文言を追記いたしました。今後、チェック体制を徹底するため、令和8年3月19日に課内協議を行い、職員全員に指摘内容を共有しました。(長寿介護課)</p>
<p>エ. 管理システムクラウド版使用料で、緊急性その他特別の事情がないにもかかわらず、口頭による見積書徴取としていた。(長寿介護課)</p>	<p>見積書徴取の事務処理において、見積書徴取伺を失念しておりました。会計事務の手引き等を再確認し適正な事務処理を行うよう令和8年3月19日に課内協議を行い共有しました。今後は、事務処理に遺漏が生じることのないよう十分に留意するとともに、チェック体制を徹底いたします。(長寿介護課)</p>
<p>オ. 業務委託の実施伺で、松浦市財務規則第89条第2項第7号により見積書徴取省略としているため、1件当たりの単価の根拠を明記されたい。(長寿介護課)</p>	<p>今回の指摘を受け、要介護認定調査業務の委託については、口頭により単価の確認を行っているため、1件当たりの単価の根拠として、必要な文言を実施伺に追記いたしました。今後、見積書徴取省略を行う場合は、実施伺において単価の根拠を明記するよう令和8年3月19日職員に周知・指導を行いました。(長寿介護課)</p>

<p>カ. 契約締結日が4月1日の実施伺の決裁日が4月2日となっているものが見受けられた。 (子育て・こども課)</p> <p>キ. 業務委託で、管理技術者等決定通知書にある管理技術者の職務権限の適用条文が委託契約書の条文と相違していた。 (建設課・都市計画課)</p> <p>ク. 前回指摘していたにもかかわらず、実施伺の随意契約方法の根拠規定を「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としていた。同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令に基づき適正に処理されたい。(農林課)</p> <p>ケ. 賃貸借契約伺において、実施伺がなく契約締結の目的、必要性等の実施理由、契約相手方の選定理由に係る根拠規定が明記されていないため、契約の妥当性や契約に係る手続きが不透明である。(農林課)</p>	<p>文書管理システムを設定する際に処理期限を空欄にしていたため、実施伺の決裁が遅れたことにより決裁日が4月1日以降となったものです。 総務課から発出されている文書管理システムマニュアルについて、職員間で再度共有を図りました。また、電子起案の内容に誤り等がないか、承認時のチェック機能の強化に努めます。(子育て・こども課)</p> <p>業務委託契約の事務処理において、契約の相手方から提出された管理技術者等決定通知書に記載の職務権限の適用条文と委託契約書の条文を照合しておりませんでした。 今回の指導を受け、今後は照合を行い適正な事務処理を行うよう3月5日職員に通知し周知徹底を図りました。 また、契約時に回覧する「契約等の事務処理チェックシート」に項目を追記しました。(建設課)</p> <p>業務委託契約の事務処理において、契約の相手方から提出された管理技術者等決定通知書に記載の職務権限の適用条文と委託契約書の条文を照合しておりませんでした。 今回の指摘を受け、今後は照合を行い適正な事務処理を行うよう3月2日職員に周知徹底を図りました。また、契約担当課である建設課において、契約時に回覧する「契約等の事務処理チェックシート」に項目を追加しました。 (都市計画課)</p> <p>契約方法について、金額により地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用しておりましたが、起案本文において、契約方法の欄に1者から見積書を徴する根拠規定である松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定も記載しており、契約方法の根拠規定と受け取れる記載内容となっております。 今後は、契約方法と業者選定(1者見積)の根拠規定の記載を分けて記載し、適正に処理いたします。(農林課)</p> <p>賃貸借契約の事務処理において、実施伺の起案を失念しており、契約締結伺のみを行っておりました。 今後はこのようなことがないよう、事前に会計事務の手引き等で必要な手続きを確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。(農林課)</p>
<p>(3) 行政財産目的外使用許可状況</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 4月1日を許可日とした公有財産使用許可書の使用許可の決裁日が4月3日となっていた。また、起案文中、誤った単価の訂正がされていないもの、訂正印がないものが見受けられた。 (健康ほけん課)</p>	<p>決裁日の誤りについては、許可日の確認を逸していたことが原因であり、単価の誤りについては、前回の書類を複写した際誤りをチェックしなかったことが原因です。これらの事案に係る原因の根底には、定例の業務に対する気の緩みがあると考えます。 令和8年3月16日に課内協議を行った際、定例の業務に対しても、前回の機械的な踏襲をせずに逐次チェックすることを共有しました。今後は手続きに遺漏が生じることのないよう十分に留意しながら事務を行います。(健康ほけん課)</p>

<p>イ. 前回指摘していたにもかかわらず、行政財産目的外使用許可書の許可日が4月1日の決裁日が4月2日以降のものが相当数見受けられた。(都市計画課)</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア. 4月1日付の使用許可日で、使用料算定根拠に係る土地評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。(農林課)</p> <p>イ. 行政財産目的外使用許可日が4月1日の使用料算定根拠である土地評価証明書の交付日が4月2日以降となっているものが複数見受けられた。(都市計画課)</p>	<p>前回指摘を受けたにもかかわらず、今回再度指摘を受けた当該事項については、今後は複数人で確認することを徹底し、適正な事務処理を行うよう、3月2日職員に周知・指導を行いました。(都市計画課)</p> <p>当該事案については、税務課に対して土地評価証明書の申請を4月1日付で行ったことにより、証明書の取得日が許可日になった以降になったものです。 令和7年度以降においては、土地評価証明書の申請を4月1日以前に行い、証明書取得日が4月1日付になるよう修正対応しております。(農林課)</p> <p>今回の指摘を受け、土地評価証明書など他課から発行してもらう場合は、発行日が使用許可日の後となることが無いよう手続きを行うとともに、使用許可更新者に対しても3月中に申請書を提出するよう周知することを、3月2日職員に周知・指導を行いました。(都市計画課)</p>
--	--